

所管部課	地域福祉部 生活福祉課		部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市生活困窮者住居確保給付金支給事務取扱要綱の一部を改正する				
	要綱について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事務の見直しが行われたため、東大和市生活困窮者住居確保給付金支給事務取扱要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者について離職又は廃業後2年以内であることを要件としているところ、当該期間に疾病等そのやむを得ないと認める事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった者については、求職活動ができなかった日数を考慮することを可能とする。</li> <li>・自営業者の求職活動要件について業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動要件である公共職業安定所等への求職申込みに代えることができることを可能とする。</li> <li>・納付書でしか支払いができない場合、受給者の口座に振り込むことができることを可能とする。</li> <li>・職業訓練受講給付金との併給を可能とする。</li> <li>・様式の一部改正及び押印の廃止</li> </ul> <p>(2) 施 行 日 令和5年4月1日より施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 生活困窮者住居確保給付金を適切に給付することができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和5年3月20日（国） 「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案等について」通知</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。